



## 教育

### 夜間の中学校で勉強しませんか (生徒募集)

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人のために、大阪市や堺市などで夜間学級を開いています。

15歳以上の方が入学でき、授業料は要りません。外国籍の方も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。詳しくは、お問い合わせください。

**お問い合わせ** 教育指導室 (内線363)



## 相談

### 府総合労働事務所「労働相談」のご利用を

府では、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント(セクハラやパワハラなど)に関する問題、就業規則や人事労務管理に関する問題など、働く人や使用者からのさまざまな労働相談について次の窓口で受け付けています(電話相談も可)。

●府総合労働事務所 (大阪市中央区石町2丁目5の3エル・おおさか南館3階) ☎06(6946)2600

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時45分に開設

※ただし、第1・2・3・5木曜日(祝日の場合は翌日)は午後8時まで受け付け。

●南大阪センター (堺市西区鳳東町4丁390の1泉北府民センタービル2階) ☎072(273)6100

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時45分に開設

※ただし、第4木曜日(祝日の場合は翌日)は午後8時まで受け付け。

## 今月の相談

気軽にご相談ください。相談は全て無料です。

	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、 祝日は除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日は除く
行 政 相 談	22(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司 法 書 士 相 談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
人 権 な ん で も 相 談	22(金)	午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、 問い合わせ(内線472)
女 性 の た め の 電 話 相 談	1(金)、8(金)、19(火) 26(火)、4/5(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567)、問い合わせ(市役所内線474)、 女性の相談員による相談
女 性 の 悩 み 相 談	14(木) 15(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	市役所地下904会議室	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※14(木)は午後3時30分まで
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可 ☎(24)3700)、電話相談も可、祝日は除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保 育 士 に よ る 育 児 相 談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233)、定員3組、祝日は除く
ひ と り 親 家 庭 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日は除く
家 庭 児 童 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日は除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日は除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666)、祝日は除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについて の相談、祝日は除く
福 祉 な ん で も 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日は除く
市 民 公 益 活 動 相 談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887)、祝日、年末年始は除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	4(月)、4/5(金)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101)、祝日は除く
商 工 法 律 相 談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
日 本 政 策 金 融 公 庫 相 談	13(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
税 理 士 に よ る 税 務 相 談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101)
消 費 生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日 は除く、消費者ホットライン ☎(局番なし)188)
就 労 支 援 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、 祝日は除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700)
お 出 か け 就 労 支 援 相 談	26(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若 者 の 就 労 相 談	20(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション ☎(26)9441)
労 働 相 談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、 問い合わせ(内線481)
障 がい 者 就 業 ・ 生 活 相 談	18(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引 き こ も り 相 談	28(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約 ☎(26)8056)、定員各1人、カウンセラーに よる相談
進 路 相 談 ( 奨 学 金 )	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員に よる相談、祝日は除く
も の 忘 れ 医 療 介 護 相 談	6(水)、20(水)、 4/3(水)	午後1時30分～2時 午後2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線189)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談



## 講座・催し

### 認知症サポーター集まれ！

地域で暮らす高齢者や認知症の人を見守る活動について意見交換をする座談会を開催します。

**とき** 3月25日(月)、午後2時～3時30分

**ところ** 市消防本部

**対象者** 認知症サポーター養成講座を受講したことがある人（オレンジリングを持っている人）



**定員** 20人

**参加費** 無料

**申し込み** 3月15日(金)までに高齢介護課（内線189）へ

※申し込み多数の場合は抽選し、3月18日(月)に当選者におのみ電話で連絡します。

### 認知症介護家族の交流会

**とき** 3月27日(水)、午後1時30分～3時30分

**ところ** 市役所

**内容** 認知症の人や家族が利用できる各種制度などの紹介、交流会

**対象者** 市内在住で認知症の人を介護している家族（認知症の人が市内在住の場合も可）

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

**定員** 20人

**参加費** 無料

**申し込み** 3月6日(水)～22日(金)に、高齢介護課（内線189）へ（申し込み先着順）

### 府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

**とき** 5月～平成32年3月（全30回程度）

※詳しい日程や開催場所、対象者などは、お問い合わせください。

**定員** 10人

**受講料** 無料（教材費実費）

**申し込み** 障がい福祉課（内線193）に備え付けの申込書に必要事項を記入し、3月31日(日)（必着）までに☎540-8570 府民お問合わせセンター「手話通訳者養成講座」係〔☎06(6910)8001〕へ郵送（府ホームページ〔<http://www.pref.osaka.lg.jp/>〕からも申し込みできます）

※同講座を受講するためには、判定試験に合格する必要があります。試験日など詳しくは、お問い合わせください。

### 慢性腰痛とうまくつきあっていく方法講座

季節の変わり目は腰痛が起こりやすい時期です。腰痛を予防するために、ぜひ参加してください。

**とき** 3月18日(月)、午後2時～3時

**ところ** レインボーホール(市民会館)

**定員** 15人

**受講料** 500円

**持ち物** 飲み物、ヨガマットまたはバスタオル

※動きやすい服装で参加してください。

**申し込み** 3月7日(水)～、同ホール〔☎(25)1117〕へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

### 福祉施設のお仕事・事業所見学会

**とき** 3月20日(水)、午後1時50分～

**ところ** 介護老人保健施設さやまの里（大阪狭山市岩室二丁目185の1）

※現地集合・解散。

**定員** 6人

※詳しくは、お問い合わせください。

**申し込み** 3月6日(水)～、八口ワーク河内長野〔☎(53)3081〕へ（申し込み先着順）



## 募集

### 健康運動指導士（健康運動実践指導者）アルバイト募集

**任用期間** 4月1日(月)～9月30日(月)（勤務成績などにより契約更新が可能）

**勤務場所** 市役所および高齢介護課が指定する場所

**職務内容** 集会所などで実施する介護予防のための運動指導、介護予防サポーター養成・育成に関する業務

**対象者** 健康運動指導士、または健康運動実践指導者の資格を持ち、高齢者の介護予防に関する指導経験のある人

**募集人数** 2人程度

**申し込み** 3月6日(水)～18日(月)（土・日曜日、祝日を除く午前9時～5時30分）に、介護予防に関する運動指導の実務期間を記載した経験履歴書に、健康運動指導士証または健康運動実践指導者証の写しを添えて、高齢介護課（内線189）へ（郵送可）

※面接試験などを実施し、選考します。面接時間などは申し込み時または後日電話にてお知らせします。

# 広告枠

## 市・府民税の申告は 3月15日(金)までに!

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です(給与所得だけの人で市・府民税を特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません)。

**ところ** 市役所地下902・903会議室

**受付時間** 午前9時～午後5時30分

※申告されていない場合、次のようなことに影響が出ますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金にかかる所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または所得税の確定申告書を提出しなかった場合、控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。

○国民健康保険料や、後期高齢者医療保険制度の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

**問い合わせ** 課税課 (内線111、112)



## 国民年金

### 学生納付特例は毎年申請が必要です

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。平成30年度に申請し承認を受けた人も改めて申請が必要です。

ただし、31年度分は4月より受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

②年金の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い(追納)できます。※2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

**対象者** 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生(夜間、通信制課程も可)

**手続き** 年手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持参し保険年金課(内線153、154)へ

※30年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月～32年3月についても納付が猶予されます。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所 (☎06(6772)7531)



## 国民健康保険

### 3月は国民健康保険料滞納処分強化月間です

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金が加算されるだけでなく、財産調査をした上で、差し押さえなど滞納処分の対象となる場合があります。

お手元に納め忘れの納付書がないかご確認ください。また、事情により納付することが難しい場合や、納め忘れなどによる納付の相談はお早めにお願ひします。

**問い合わせ** 保険年金課(内線152、156)



## 福祉

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 3月24日(日)、午前10時～午後4時=エコール・ロゼ

※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会 (☎(25)8261)



## 上下水道

### 水道の使用開始・中止は必ず届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、新築などの工事をされる場合も届け出が必要です。

○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要ですので、必ず届け出をしてください。

○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業の

ページにある申し込みフォームに、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を



スマートフォンからでも申し込みできます。

を確認後、手続きをします。

○使用水量の確認のために、2カ月に一度お伺いして水道メーターの検針をしています。メーターボックスの上に車や物を置いたり、付近で犬を放し飼いにしたりすると、検針の妨げとなります。円滑な検針にご協力いただくようお願いいたします。

**問い合わせ** 水道お客様センター (☎(20)6400)

### 水道管やメーターボックスの管理を

公道などに埋められた配水管は市の所有物ですが、この配水管から分かれた給水装置(水道メーターは除く)やメーターボックスは皆さんの財産ですので、日頃から適切な管理をお願いします。

#### ●メーターボックスの修繕・交換

メーターボックスが破損していると、水道メーターの交換や検針業務に支障がでます。メーターボックスの蓋が壊れてしまったなどの場合は、修繕や交換をお願いします(修繕や交換に要する費用は個人負担になります)。

**問い合わせ** 水道工務課(内線257)



## 税

### 納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。

また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。

#### 申し込み

##### ●ペイジー口座振替サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を納税課または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※一部取り扱いできないカードがあります。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

##### ●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

#### 申込期限（平成31年度）

	期別	平成31年度納期限	ペイジー口座振替サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
固定資産税・都市計画税	第1期	5月31日	5月15日	4月15日
	第2期	7月31日	7月12日	6月14日
	第3期	9月30日	9月13日	8月15日
	第4期	1月6日	12月13日	11月15日
市・府民税（普通徴収）	全期前納	5月31日	5月15日	4月15日
	第1期	7月1日	6月14日	5月15日
	第2期	9月2日	8月15日	7月12日
	第3期	10月31日	10月15日	9月13日
軽自動車税	第4期	1月31日	1月15日	12月13日
	全期前納	7月1日	6月14日	5月15日
軽自動車税	第1期	5月31日	5月15日	4月15日

問い合わせ 納税課（内線122）

### 固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

#### 縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

#### 記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年  
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月1日(月)～5月31日(金)（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）

#### 課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

#### 閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

期間 4月1日(月)～平成32年3月31日(火)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）

#### 縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

#### 縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）

### 原付・軽自動車などの廃車、名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡などを行っているにもかかわらず手続きが済んでいない人は、3月末日までに次の窓口で手続きをしてください。手続きをされない場合いつまでも軽自動車税が課税されます。解体したり、盗難にあたりしてナンバープレートや証明書などが無い場合も各窓口へご相談ください。

なお、業者に手続きを依頼された場合は3月末日までに手続きが済んでいるかどうか確認してください。

#### ◇原動機付自転車（～125CC）・小型特殊自動車

ところ 課税課（内線110）、または金剛連絡所〔☎(29)1401〕

持ち物 ナンバープレート、印鑑、申告済証（販売証明書）

#### ◇125CCを超える2輪車

ところ 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）

〔☎050(5540)2060〕

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

#### ◇軽自動車（3輪・4輪）

ところ 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町一丁目13の3）〔☎050(3816)1842〕

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

### 消費税軽減税率制度説明会

とき 3月26日(火)、午後1時～2時30分、午後3時～4時30分

ところ すばるホール2階ホール

※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 10月より実施される消費税の軽減税率制度について

定員 各800人

※当日、直接会場へ。

持ち物 筆記用具

問い合わせ 富田林税務署〔☎(24)3281〕